

議員提出議案第3号

委任専決事項の指定についての一部改正について

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月19日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	粕谷	稔
賛成者	〃	加藤	こうじ
〃	〃	大倉	あき子
〃	〃	岩見	大三
〃	〃	大城	美幸
〃	〃	野村	羊子
〃	〃	山田	さとみ
〃	〃	半田	伸明
〃	〃	成田	ちひろ
〃	〃	中泉	きよし
〃	〃	姥澤	征剛

## 委任専決事項の指定についての一部改正について

委任専決事項の指定について（昭和 41 年 9 月 29 日市議会議決）の一部を次のように改正する。

本則中「地方自治法」の右に「（昭和 22 年法律第 67 号）」を加え、本則第 1 号中「価格が 50 万円」を「価額が 100 万円」に改め、本則第 2 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

## 提案理由

行政事務の迅速化及び効率化を図るほか、規定を整備するため、本案を提出します。

## 委任専決事項の指定について新旧対照表

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 第180条第1項の規定により、次の事項は市長において、これを専決処分することができる。</p> <p>(1) 市が当事者である和解で、その目的の<u>価額</u>が<u>100万円</u>以下のもの</p> <p>(2) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が<u>100万円</u>以下のもの</p> <p>(3) 議会の議決に付すべき契約に係る契約の金額の変更で、その変更が消費税及び地方消費税の額の変更によるもの</p>	<p>地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項は市長において、これを専決処分することができる。</p> <p>(1) 市が当事者である和解で、その目的の<u>価格</u>が<u>50万円</u>以下のもの</p> <p>(2) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が<u>50万円</u>以下のもの</p> <p>(3) 議会の議決に付すべき契約に係る契約の金額の変更で、その変更が消費税及び地方消費税の額の変更によるもの</p>